

< G 8 環境大臣会合の結果について (概要) >

1. 開催日

2008 年 5 月 24 日 (土) ~ 26 日 (月)

2. 開催場所

兵庫県神戸市 神戸ポートピアホテル

3. 参加国・機関 (別添参照)

- 主要 8 カ国等：日、米、英、仏、独、伊、加、露、欧州委員会
- その他の国：アンティグア・バーブーダ (G77 議長国)、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、スロベニア (EU 議長国)、南アフリカ
- 国際機関：国連環境計画 (UNEP)、国際自然保護連合 (IUCN)、経済協力開発機構 (OECD)、世界銀行、地球環境ファシリティ (GEF)、地球環境国際議員連盟 (GLOBE) 気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局、バーゼル条約事務局

(主な出席者)

- 英 国：ベン環境・食糧・農村地域大臣
- 米 国：ジョンソン環境保護庁長官
- イタリア：プレスティジャコモ環境・国土海洋大臣
- カナダ：ベアード環境大臣
- 豪 州：ウォン気候変動担当大臣
- 中 国：解振華・国家発展改革委副主任
- インド：ミーナ環境・森林大臣
- 南アフリカ：スカルクヴェイク環境・観光大臣

4. 結果概要 (別添参照)

① 気候変動

以下の内容が議長総括に盛り込まれた。

- 2050 年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させる目標の洞爺湖サミットでの合意することに強い意志を表明。半減のためには、先進国が大幅な削減を達成することにより主導すべき。

- 長期実現のために低炭素社会への移行が不可欠で、すべての国が低炭素社会について明確なビジョンを持つべき。
- 中期目標については、IPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要。
- 先進国が、共通だが差異のある責任と各国の能力の原則の下に、率先して目標を掲げて対応するとともに、特に排出量が急増している途上国は排出増加のスピードを抑制することが重要。
- セクター別アプローチを用いた国別総量目標の設定方法の有効性を確認。目標の設定に当たっては環境十全性の確保が必要。
- 排出量取引や環境税などの経済的手法は炭素に価格を付け、排出削減を進める有効な手法であり、各国の事情をかんがみつつ、更に活用すべき。
- 低炭素社会の研究ネットワークづくりなど、「神戸イニシアティブ」*と名づけた今回の会合のフォローアップのための活動と主要国の対話の提案に幅広い支持。
- 途上国におけるコベネフィットの促進、適応の開発への主流化、資金・キャパシティビルディングに対して、先進国からの支援の必要性を認識。

※ 神戸イニシアティブ

環境大臣会合のフォローアップのため、アウトリーチ国を含めた会合を開催するというもの。主要な検討予定事項は下記の通り。

- ① 低炭素社会研究情報ネットワーク
- ② セクター別の削減ポテンシャルの積み上げに関する科学的分析。
- ③ コベネフィット・アプローチの促進
- ④ 途上国のインベントリー・データ整備への支援（測定・報告・検証可能性）

② 生物多様性

「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意。これは、

- ① 2010年目標の達成とそのフォローアップ
- ② 持続可能な利用
- ③ 保護地域
- ④ 民間参画
- ⑤ モニタリングの強化

の5分野での行動を全ての国に呼びかけるもの。

特に、日本の里山のような自然共生型の自然資源管理をモデルとして生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する「SATOYAMAイニシアティブ」が盛り込まれた。

各国環境大臣等参加リスト

国・機関等		名	姓	公式名	組織
EU	Dr.	ジョス	デルベーク	環境総局副総局長	欧州委員会
イギリス	Mr.	ヒラリー	ベン	環境・食料・地域大臣	環境・食料・地域省
カナダ	Hon.	ジョン	ペアード	環境大臣	環境省
ドイツ	Mr.	マティアス	マハニツヒ	連邦環境事務次官	環境・自然保護・原子力安全連邦省
アメリカ	Dr.	ステファン・L	ジョンソン	環境保護庁長官	環境保護庁
ロシア	Mr.	セメン	レヴィ	天然資源副大臣	天然資源省
フランス	H.E.	ナタリー	コシュースコ=モリゼ	自然・エネルギー・持続可能な開発・都市・田園計画省 国務大臣付 閣外大臣	自然・エネルギー・持続可能な開発・都市・田園計画省
イタリア	Hon.	ステファニア	プレスティジャコモ	環境・国土・海洋大臣	環境・国土・海洋省
南アフリカ	Mr.	マシナス	ファン スクルクヴェイク	環境情勢・観光旅行大臣	環境情勢・観光旅行省
スロベニア	H.E.	ジャンス	ポドブニク	環境・空間計画大臣	環境・空間計画省
アンティグア・バーブーダ	H.E.	アンソニー	リバプール	駐日大使	アンティグア・バーブーダ大使館
オーストラリア	H.E.	ペニー	ウォン	気候変動・水大臣	環境・水・遺産・文化省
ブラジル	H.E.	アナ・マリア	フェルナンデス	在ナイロビ大使	ブラジル大使館
中国	H.E.	ジェンホウ(振華)	シエ(解)	国家発展・改革委員会副主任	国家発展・改革委員会
インド	H.E.	ナモ ナレーン	ミーナ	環境・森林大臣	環境・森林省
インドネシア	Prof.	マスネルヤルティ	ヒルマン	環境副大臣	環境省
メキシコ	Mr.	ファン ラファエル	エルヴィラ ケサーダ	環境・天然資源長官	環境・天然資源省
韓国	Mr.	マーニー(萬儀)	イ(李)	環境部長官(大臣)	環境部(省)
GEF	Ms.	モニク	バルビュー	CEO・議長	地球環境ファシリティ
UNEP	H.E.	アヒム	シュタイナー	事務局長	国連環境計画
OECD	Mr.	アンヘル	グリア	事務総長	経済協力開発機構
IUCN	Ms.	ジュリア	マートン・リュフェブル	事務局長	国際自然保護連合
UNFCCC	Mr.	イボ	デ・ブア	事務局長	国連気候変動枠組条約
Basel Convention	Ms.	カタリーナ	クマー・ペリー	事務局長	バーゼル条約事務局
The World Bank Group	Ms.	キャサリン	シエラ	副総裁	世界銀行
GLOBE	H.E.	エリオット	モーレー	会長	地球環境国際議員連盟

<別添資料>

(和文)

- ・議長総括 (Chair' s Summary) (同仮訳) (暫定版) … 1
- ・神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ (同仮訳) (暫定版) … 9
- ・「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のための日本の取組 (同仮訳) (暫定版) …13
- ・神戸3R行動計画 (同仮訳) (暫定版) …15
- ・新・ゴミゼロ国際化行動計画 …27

(英文)

- ・議長総括 (Chair' s Summary) …33
- ・神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ …45
- ・「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のための日本の取組 …49
- ・神戸3R行動計画 …51
- ・新・ゴミゼロ国際化行動計画 (英訳) …65

G 8 環境大臣会合 議長総括

於：神戸

2008年5月24～26日

仮訳（暫定版）

1. G 8の環境担当大臣および欧州委員会委員は、5月24日から26日にかけて神戸において一堂に会した。会議にはアンティグア・バブーダ、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、スロベニア、南アフリカの大臣および高官、ならびに地球環境基金（GEF）、地球環境国際議員連盟（GLOBE）、国際自然保護連合（IUCN）、経済協力開発機構（OECD）、国連環境計画（UNEP）、世界銀行、バーゼル条約事務局及び気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局の長・高官も参加した。この会合は、7月に開催される北海道洞爺湖サミットに向けてG 8の環境担当大臣として適切なインプットを与えることを念頭に開催された。
2. 会議は、現在国際社会が直面する地球環境問題の脅威を認識し、各国、地域そして世界全体のあらゆるレベルでの対応を一層強化していくことを再確認するとともに、こうした取組を国際的な協調の下で進めることの重要性を強調した。
3. 「生物多様性」「3R」「気候変動」の3つの議題が設定され、議論が行われた。また、議論に先立って、大臣及び参加者は、関係する主体（ステークホルダー）の代表との対話を行い、有益なインプットを得た。G 8の大臣及びその他の参加者による議論の要点は以下のとおりである。

気候変動

長期目標を実現する低炭素社会への移行

長期目標

4. IPCCの知見を受け止め、UNFCCCの究極の目的の実現のために長期目標を設定することの重要性が認識された。2007年のハイリゲンダムサミットで、G 8の首脳が2050年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討することに合意したことを想起し、北海道洞爺湖サミットでその合意より踏み込み、長期目標に関する共有ビジョンに合意することについて強い意志が表明された。世界の温室効果ガス排出量の半減のためには、先進国が大幅な削減を達成することによって主導しなければならないことが認識された。

低炭素社会への移行/低炭素社会に関する国際研究ネットワークの設立

5. 長期目標を実現するためには、現在の社会経済構造を変え、低炭素社会に移行することが不可欠である。そのためには、すべての国が低炭素社会についての明確なビジョンを持つことの重要性について一般的な認識があった。低炭素社会の研究にかかわる機関が国際ネットワークを設立することについて多くの国の強い賛同があり、また他の国も設立への賛同を検討することを表明した。

低炭素社会の実現に向けた取組

6. 低炭素社会の実現に向けては、すべての国が、革新的技術に加え、ライフスタイル、生産・消費パターン及び社会インフラを改革することが必要である。地球規模で低炭素社会を実現するためには技術移転と人材育成が必要であることが認識された。研究開発、情報基盤、制度設計の重要性についても指摘があった。いくつかの国は、炭素隔離・貯留やバイオ燃料のようなさらなる技術開発を促進することの必要性を指摘した。またカーボンオフセットは、市民、企業、政府等幅広い主体による効果的な温室効果ガスの排出削減を促進することが認識された。低炭素社会への移行のためにはカーボンオフセットに関する国際協力が重要な役割を果たすことが認められた。

排出削減のための経済的手法の活用

7. 排出量取引、税制上のインセンティブ、パフォーマンスに基づいた規制、料金あるいは税、及び消費者ラベル等の市場メカニズムは、炭素に価格をつけ、価格シグナルを提供することを支援することが可能であるとともに、民間部門に対する長期的かつ確実な経済的インセンティブやCDMプロジェクトの推進のインセンティブを与え、一層の排出削減を進める上で効果的かつ有効な手法との認識が共有された。特に排出量取引についてはいくつかの国で実施されている取組が紹介された。各国の事情をかんがみつつ、こうした手法の活用についてさらなる取組を行うべきことについて認識された。こうした手法は、炭素リーケージが生じないように制度設計されなければならない。

カーボン・ディスクロージャー

8. 金融・資本市場に関しては、カーボン・ディスクロージャーの取組を通じて、気候変動がもたらす重要なリスクと機会に関して株主に対する情報提供を進めることが有用であることが指摘された。

先進国と途上国の協力

コベネフィット・技術移転

9. 途上国の緩和へのさらなる取組を促進するためには、技術革新、開発及び普及や技術移転のための資金の支援が必要であることが認識された。特に途上国の緩和への取組を促

進するためには、コベネフィットのアプローチが有効な手段となり得ると指摘された。また、特に公害防止・森林保全・3Rといった分野で大きなコベネフィットを創出できるプロジェクトを特定するために、優良事例・技術マップ（適用可能な技術リスト）及び具体案件の発掘ツールを収集・作成することの重要性が指摘された。また、途上国がこうした知見や手法を十分に活用できる能力を構築していくために支援していくことの重要性が強調された。また、OECDにおける適応の気候変動関連政策や開発努力への統合作業を拡大し、コベネフィットの政策・措置をいかに開発へ主流化していくかについて検討することも有効であることが認知された。持続可能な開発に貢献するようにCDMを改良することの必要性が強調された。

適応

10. 適応は世界にとって、とりわけ最貧国や島嶼国にとって喫緊の課題である。適応は水資源や災害防止、食料、公衆衛生、沿岸管理などの分野で早急な対応が必要であることが認められた。したがって、これらの分野における人材育成は急務である。その一環として、適応を開発政策や戦略の中で主流化させることが重要であり、この分野におけるOECDの作業が評価された。主流化の成功のためには、科学的な影響分析の能力を強化することが必要である。加えて現在及び将来の長期的な気候の状態及び自然災害の早期警戒のために、監視・モニタリングシステムのための国際協力の強化が必要である。これらに関して途上国を援助していくことの重要性も認識された。

途上国支援のための資金

11. 世界全体が必要な公的及び民間の資金量の大きさと、現状の資金とのギャップを認識し、これを埋めていく方策と手段が検討されなければならない。途上国の削減を支援するために、公的資金に加え民間投資が必要である。そのためには炭素市場や官民協力（PPP）の活用のほか、革新的な資金メカニズムも検討されなければならない。世界銀行は気候変動と開発のための包括的な資金枠組みの設立への取組を紹介した。メキシコは気候変動に関する多国間基金の提案を説明した。また日、米、英が多国間の新たな基金を創設することを目指し、他のドナーにも参加を呼びかけていることが表明された。

人材育成・持続可能な開発のための教育（ESD）

12. 持続可能な社会を担う人材育成を進めるため、国連ESDの10年が重要であり、ドイツにおける来年3月のESDの世界会議開催が歓迎された。ESDの一層推進のため、関係主体間の協働による取組事例等の各国の優良事例の共有や、途上国と先進国間での高等教育機関及び国際機関等のネットワークによる途上国の人材育成支援が有用と考えられる。

2013年以降の枠組み

国連交渉への貢献

13. 次期枠組みに関する交渉について、パリ行動計画に沿って2009年12月末までに合意することの重要性が強調された。

中期目標

14. 中期目標については、IPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要性が認識された。

先進国による約束と行動と、途上国による行動

15. 先進国と途上国において既に様々な取組が行われている。同時にすべての国が低炭素社会に向けて取組を強化する必要があることが認識された。今後10-20年の間に世界の総排出量をピークアウトさせるためには、共通だが差違のある責任と各国の能力の原則の下に、先進国が国別総量削減目標を掲げ率先して温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、途上国のさらなる行動も必要である。途上国の削減行動のためのインセンティブも必要である。特に排出量が急増している途上国は、その排出量増大のスピードの抑制を目指すことが重要である。こうした約束や行動を発展させていくことは、パリ行動計画の実施の重要な要素の1つであること、及びこのプロセスを支持することが認識された。

セクター別アプローチの有効性

16. 温室効果ガス排出の削減ポテンシャルのボトムアップ分析が、国別総量目標の設定のために有効な手段となりうる。そのため、ボトムアップ・アプローチによる削減ポテンシャルとトップダウン・アプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じうるギャップは、環境の十全性を確保するために埋められる必要がある。これらのギャップは政策措置、革新的技術や国民運動によるライフスタイルの変革などによる更なる削減の模索によって、埋めていくことが可能である。セクター別アプローチは国別総量目標を設定するためのもので、これを代替するものではないことが明確化された。削減ポテンシャル分析は実効性のある枠組み構築に貢献する科学的かつ客観的な知見を提供できる。途上国に比較的安価で多くの削減ポテンシャルが存在し、その実現には先進国の援助に支えられた協力的セクター別アプローチが貢献することが指摘された。

途上国の削減行動の支援

17. 途上国における緩和の行動を支えるためには、先進国からの支援とインセンティブが必要である。

測定・報告・検証可能性

18. パリ行動計画に基づく各国の約束や行動を測定・報告・検証可能とするための方法論の確立が求められている。環境政策の形成や推進のために各国が開発した手法を集約し、

UNFCCC プロセスに提供していくことが重要である。とりわけ、途上国におけるインベントリー整備が非常に重要であり、データ収集・提供を行うための途上国への人材育成支援をG8国が検討する必要がある。

主要国の対話の重要性「神戸イニシアティブ」

19. 実効ある次期枠組みの構築に向けた信頼醸成のために、引き続き主要国による対話は有効であることから、「神戸イニシアティブ」と名付けたこの会議のフォローアップを実施することに多くの支持を得た。英国が本年後半に、イタリアが来春に低炭素社会構築のための会合をホストすることに対して謝意が表明された。

「神戸イニシアティブ」

- ① 低炭素社会に関する国際研究ネットワーク
- ② セクター別の削減ポテンシャルの積み上げに関する科学的分析
- ③ コベネフィット・アプローチの促進
- ④ 途上国のインベントリーとデータ整備への支援（測定・報告・検証可能性）

生物多様性

生物多様性の重要性

20. 人類の活動により、多くの生態系が劣化し、多くの生物種が絶滅の危機に瀕していることが強調された。また、生物多様性は人類の安全保障の根源であり、生物多様性の損失は人間社会の不平等と不安定を助長することが再認識された。さらに、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という、生物多様性条約の3つの目的が再確認された。

生物多様性2010年目標達成への取組および効果的なフォローアップ

21. ポツダムでのG8環境大臣会合において再確認された生物多様性2010年目標の達成と効果的なフォローアップを進めるためには、生物多様性国家戦略・行動計画の策定・実施及び経済的側面からの生物多様性の評価を含め、一層の努力が必要であることが再認識された。

生物多様性の科学的な把握

22. 科学的なモニタリング、評価、情報整備及び研究の強化の重要性が認識された。また、ミレニアム生態系評価およびIMoSEB（生物多様性に関する国際科学専門家機構）に関する協議結果を踏まえ、これらの活動と一般市民や政策決定者の連携を改善するために指導力を発揮するとの決意を、一部の国が表明したことが留意された。これらの活動に関する実践的な段階を議論するために開催される会議を含め、UNEPが主催するプロセ

スに積極的に関与するよう一部の国が求めたことが留意された。

生物多様性の持続可能な利用

23. 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、原生的な自然に加え、日本の里山などのように地域住民が農林業などを通じて自然資源を利用している農地やその周辺の二次的自然地域において、生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理を実現していくことの重要性が認識された。

森林の違法伐採への対応

24. 森林の減少は生物多様性の損失及び温室効果ガスの排出に繋がっており、森林減少の要因となっている違法伐採に国際社会として対処すべきであることが再確認され、森林ガバナンスの改善とともに、違法伐採木材を市場から排除するための輸出入国による取組の有効性について認識が共有された。G8森林専門家の違法伐採報告書が歓迎され、2008年G8議長国に送付することが合意された。また、グローブ・インターナショナルを含む参加者からの違法伐採に関する具体的な提案が考慮された。

遺伝子資源の取得と利益配分

25. 一部のアウトリーチ国から提起された遺伝子資源の取得と利益配分についての関心が留意された。また、適切な国際的な体制構築の必要性が一部の国により強調された。現在ボンで開催されている生物多様性条約第9回締約国会議において、国際的な体制に関する議論がなされていることに注意が喚起された。

技術移転と資金協力

26. アウトリーチ国から提起された技術移転と資金協力に関する課題が確認された。開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するためには、国際社会により提供される適正な技術と資金が必要であることが認識された。既存の資金供与メカニズムを最大限に活用することに加え、この問題に十分な対処をするためには、更なる議論が必要であると考えられた。

民間参画の推進

27. 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、企業や消費者を含む、民間セクターなどあらゆる主体の参画促進の重要性が再確認された。

気候変動と生物多様性

28. 気候変動が生物多様性に深刻な影響をもたらすのみならず、人間の生存の基礎を脅かしていることが強調された。気候変動と生物多様性との間の相互の関連性について十分な関心を払う必要性が指摘された。

生物多様性と保護地域

29. 保護地域の重要性が再確認され、世界的な生物多様性を維持するために重要な保護区の生態系ネットワークを発展させる重要性が強調された。

行動の呼びかけ

30. 生物多様性に関する上記の課題に取り組むためには、各国のさらなる取組を進める緊急の必要性が再認識され、議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。また、議長である日本は、「行動の呼びかけ」を実行するため、SATOYAMA イニシアティブを含む「日本の取組 (Japan's Commitments)」を表明した。

3 R

3 R イニシアティブの進捗

31. 3 R イニシアティブが2004年にG8シーアイランドサミットで提案されて以来、G8各国及びその他の国々での3 Rに関する取組の進展に貢献していることが確認された。3 R イニシアティブが、G8及びその他の国々との3 R政策に関する情報共有並びに、意見及び経験の交換のためのプラットフォームを提供していることが認識された。また、3 R イニシアティブが持続可能な社会の実現に貢献するためのG8各国の決意を示していることに留意した。

3 R 関連政策の優先的実行及び資源生産性の向上

32. 3 Rの推進及び資源生産性の向上はG8及びその他の国の双方にとって、持続可能な発展の実現にとって重要なものであるという意見が述べられた。そのためには、規制的手法と市場を基盤とした手法の双方を含み、製品のライフサイクル全体に対応した包括的な政策が必要であるという意見が述べられた。さらに、技術開発と革新を促進し、資源効率の高い製品の市場を創出するための政策が必要であることが認められた。他方、政府単独では必要な変化をもたらすことは困難であり、社会の全ての関係者とセクターの貢献が不可欠であるとの認識が示された。
33. 環境上適正な廃棄物処理とリサイクルに加えて、廃棄物の発生抑制対策を優先することとした。レジ袋や他の使い捨て商品の使用削減についての取組が説明された。日本は、日本、中国、韓国が同様の取組を共同で呼びかけると述べた。廃棄物の削減と資源の有効利用を達成するために、意識とライフスタイルの根本的な変化が必要であることに留意した。
34. G8およびその他の各国から示された廃棄物の適正管理と3 Rの取組の推進は深く関

連しており、温室効果ガス排出削減とのコベネフィットをもたらすとの認識に留意した。さらに、G8以外の各国から示された3Rの推進には、各国の実情に合った技術の開発・普及の重要性を強調するとの見解に留意した。

35. OECDの物質フロー分析と資源生産性に関する作業の進捗と達成及び、UNEPの持続可能な資源管理への貢献が歓迎された。

国際的な循環型社会の構築

36. 開発途上国では電子電気廃棄物などの使用済み製品の不適正な処理及び船舶の不適正な解体によって深刻な環境・健康影響が生じていることへの配慮が示された。一方、それらのものには潜在的に資源価値があることも認められた。3Rイニシアティブとバーゼル条約¹の更なる連携が、開発途上国の適正な廃棄物管理の能力構築を促し、適正な国際資源循環を推進することへの期待が示された。

途上国の能力開発のための連携の重要性の確認

37. 既存の枠組を活用した上で、途上国の3Rに関する能力開発を技術・資金面で支援することが重要であるとの意見が述べられた。3Rに関連する国際支援をより良く調整するとともに、本分野での開発援助機関による諸活動の更なる協調の必要性が述べられた。更に、効果的な能力開発支援のためには、民間セクター、地方政府、NGOなどの関係者の連携が求められることに留意した。

神戸3R行動計画の合意

38. G8の大臣は、「神戸3R行動計画」に合意し、2011年にその進捗を報告することに賛同した。日本は、神戸3R行動計画の精神に基づいた国際協力をさらに促進するための「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を策定したと述べた。

¹ アメリカ合衆国はバーゼル条約の加盟国ではない。

G8環境大臣会合2008年
生物多様性のための行動の呼びかけ
(仮訳)

我々、G8環境大臣は、2008年5月24日～26日の神戸における生物多様性に関する議論に基づいて、

生物多様性は、我々の生命と世界の経済開発の不可欠な基礎を構成するものであることを強調し、

生物多様性が、人類の生計、貧困の撲滅、及びミレニアム開発目標の達成にとって、欠くことのできない重要なものであることを認識し、

広範な利害関係者による多くの取組にも係わらず、生物多様性の損失が依然として続いていることを深く懸念し、また、2010年までに生物多様性の損失速度の顕著な減少を達成するためには今まで以上の努力が必要であることを認識し、

ミレニアム生態系評価のフォローアップの重要性を認識し、

生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の取得の機会と利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という、生物多様性条約の3つの目的に対する我々の支持を再確認し、

生物多様性条約の枠組みの下、遺伝子資源の取得と利益の配分（ABS）の継続した取組みを留意し、

バランスの取れた方法で条約の3つの目的に取り組むための枠組としての、エコシステム・アプローチの重要性を認識し、

生物多様性と気候変動は密接に関連しており、生物多様性と気候変動の課題に対処する上でのこの重要な関連を検討するための努力が緊急に必要とされていることを

強調し、

2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという世界的に合意された目標を達成するための我々の取組を増加するコミットメントを改めて表明し、

以下の「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」を採択し、全ての国に以下の行動を促進するために協調するよう呼びかける：

2010年目標の達成とフォローアップ行動

1. 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」に含まれる10の活動の実施を更に奨励する。
2. 生物多様性2010年目標を達成するため、各国の状況や能力に応じて、生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）の策定、改善、実施において不可欠な技術及び知識の共有に向けた国際的な協調を推進する
3. 地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）の作成と発行のための、国際的な協調を推進する。
4. UNEPのもとで行われる議論からもたらされる、生物多様性と生態系サービスに関する科学的な情報を、国民や政策決定者に提供することを促進する。
5. 生物多様性条約の枠組の下、例えば、ポスト2010年目標の策定と採択を含め、2010年目標をフォローアップするためのオプションを検討するための対話プロセスを開始する。

生物多様性の持続可能な利用

6. この分野における国際的な進展を考慮し、日本の里山において認められるような自然共生型の生活の利益に基づき、持続可能な自然資源管理のモデルを検討することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する。（SA TOYAMAイニシアティブ）
7. G8森林専門家の違法伐採報告書に記載されているように、協調しつつ、あるいは個別に森林のガバナンスを改善し、違法伐採及び関連の貿易に対処することにより、森林の生物多様性の保全を含む持続可能な森林経営を推進し、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出を削減する（RED D）。

生物多様性と保護地域

8. UNESCO人間と生物圏（MAB）計画、ラムサール条約、世界遺産条約を含む既存の取組や、各国の状況に配慮しつつ、保護地域に関するギャップ分析、指定、管理の推進のための協調を強化し、森林、湿地、サンゴ礁のような海洋及び沿岸地域を含む、生物多様性の保全の上で世界的に重要な生態系のネットワークに統合する。
9. ドイツによる自主的な「ライフウェブ・イニシアティブ」のようなイニシアティブを、適切な場合には、支持することにより、生物多様性条約における保護地域作業計画の実施を促進する。
10. この文脈において、サンゴ礁生態系の、環境的、経済的な重要性に関する世界中の人々の意識向上と、保全推進のための手段として行われている国際サンゴ礁年：2008を歓迎する。

民間参画

11. 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）や世界生物多様性フォーラム（GBF）のような、ビジネス・セクター、NGO、研究者を含む様々な利害関係者の間の対話、協力、共同活動を推進する世界的なイニシアティブや対話の場を強化する。
12. 適切な場合には、民間セクターとのパートナーシップの形成や成功事例に関する情報交換の拡大を通じて、社会において、生物多様性の概念を主流化するために作業する。
13. 生物多様性の保全において民間セクターの十分な協力を得る観点から、企業の社会的責任（CSR）を奨励し、生物多様性の持続可能な管理への民間投資のための環境作りを促進する。

生物多様性のモニタリングのための科学の強化

14. 気候変動の影響も観測できるよう、リモートセンシングや現地探査の活用を含め、特に生態系に関する研究とモニタリングに焦点をあてた既存の組織間の協力を強化することにより、生物多様性のモニタリング、評価、情報共有に関する世界的な協力を更に推進する。

「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のための 日本の取組

日本は、「生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のため、例えば以下のような取組を実施する。

1. SATOYAMAイニシアティブ

- ✓ 日本の農村景観である里山やアジアや世界中に存在する同様の生態系における自然と調和した社会に関する伝統的、地域的な知恵や事例に関する情報の収集及び提供。
- ✓ 国際ワークショップや専門家会合の開催を通じた、自然共生社会のモデルの作成と提案。

2. 東アジア・サンゴ礁海洋保護区ネットワーク

- ✓ 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組におけるサンゴ礁海洋保護区ネットワークの形成を通じた、サンゴ礁と関係する生態系の保全の促進。
- ✓ 東アジア各国がサンゴ礁海洋保護区のネットワーク形成の強化方法を検討するための「国際サンゴ礁海洋保護区ネットワーク会議」の開催。

3. 神戸生物多様性対話

- ✓ 政府、ビジネス、NGO、研究者、国際機関を含む、様々な利害関係者間の情報交換、対話、議論、協力を促進するため、国際的フォーラム「神戸生物多様性対話」を開催。

4. 地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーキング・イニシアティブ

- ✓ リモートセンシングと現地観測により気候変動の影響もモニタリングでできるよう、生物多様性のモニタリング活動における国際的な協力を推進。
- ✓ 全球地球観測システム（GEOS）や長期生態学研究ネットワーク（ILTER）といった、既存のモニタリング・ネットワークや活動の間の協調、協力、情報共有を、ワークショップや専門家会合の開催を通じて強化。

G 8 環境大臣会合 2008 神戸 3 R 行動計画

我々、G 8 環境大臣は、2008 年 5 月 24 日～26 日の、神戸における 3 R イニシアティブに関する議論に基づいて、

世界全体で見て廃棄物の発生量および適正に処理されない廃棄物の量が増大しており、それに伴って大気・土壌・水質汚染に加え温室効果ガスの排出を含んだ環境汚染が進んでいると認識し、

同時に、全世界的な非効率な資源管理・廃棄物管理の結果、膨大な量の天然資源が浪費されていると認識し、

3 R は、原材料利用及び廃棄物の抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)の取組を通じて、資源の有効利用を促進し、環境と経済の両立を図る取組であることに着目し、

持続可能な生産と消費の実現を促進することで、3 R 活動が、資源生産性向上や経済活動に伴う資源消費と環境汚染のデカップリングにも貢献することを認め、

資源生産性の向上や、デカップリングを通じて、資源循環型の社会を構築するためには、資源投入、製造過程、消費者の選択、製品使用、再使用、リサイクル(持続可能な消費と生産)という製品ライフサイクルの全段階で、資源の効率的な利用と環境影響の極小化を考慮する必要があることを理解し、

温室効果ガスの排出を削減するためには、廃棄物管理過程全体における環境的便益と費用を考慮に入れた、エネルギー回収、原材料および化学物質リサイクル、廃棄物の生物処理および熱処理などを一層推進していくことが必要であると強調し、

世界的な経済の相互依存の進展、原材料・製品の輸出入の拡大、および需要の拡大による資源制約に対応する上で、3 R の推進による資源の有効利用のためには国際的な視点も必要であることを強調し、

廃棄物の環境上適正な管理や3Rに関する技術上の能力や知識の不足により、多くの開発途上国では、不適切な廃棄物管理に伴う健康や環境へのリスクに直面していることを認識し、

このような状況の中、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の実施を支援することにより、3R政策は廃棄物の環境上適正な管理の促進に向けて貢献できることに留意し、

開発途上国への効率的な技術や知見の移転はこれらの課題に対処しうる一方で、そのような技術や知見は地域の状況に適し、費用対効果が高く、環境上適正で、社会的事情にも適したものでなければならないことを十分に理解し、

また、開発途上国の貧困削減に関連して、3R政策が、新たな市場の開拓や雇用創出効果を生み出し、インフォーマルセクターの役割を十分に考慮に入れた上で健康の保護や環境を保全することで、国連ミレニアム開発目標に貢献できることに着目し、

資源管理・廃棄物管理政策は、工業国および新興工業国の技術革新や雇用創出を、推進する可能性があることを認識し、

規制的手法、経済的手法、および他の政策手法を、首尾一貫した形で応用することは、3Rおよび廃棄物管理の全分野での広範な技術や組織の開発および応用につながると同時に、高度な技術を必要とする新たな雇用機会をもたらすことを認識し、

適正な廃棄物管理対策、拡大生産者責任、物質フロー分析、資源生産性や持続可能な物質管理を含む、3Rに関連する政策ツールを開発してきたOECDによる取組の重要性を認識し、

G8各国が、他国や国際機関と連携して、各国内及び国際レベルの双方で適切な廃棄物管理および効率的な廃棄物利用を推進することで、積極的なリーダーシップを示す必要があることを再確認し、

本行動計画の附属書に要約されたとおり、G8各国および欧州委員会による3Rイニシアティブが意味のある進捗を示していることを認め、

各国の状況に応じた適切な形で、以下の行動をとることに合意する。

I. 目標 1 3 R 関連政策の優先的実行および資源生産性の向上

行動 1-1: 3 R 関連政策の優先的実行

- 「もったいない」¹精神の重要性を共有し、天然資源の非持続的な消費の抑制及び関連するライフサイクルにおける環境負荷の最小化のための行動を優先させる。
- 廃棄物の発生抑制の優先順位を高め、例えば、レジ袋や他の使い捨て消費製品削減対策といった具体的な行動をとるとともに、他の国々に対しても同様に取り組むよう呼びかける。
- すべての関連政策分野に 3 R の概念を組み込むことに貢献する。
- 廃棄物の中にある投入資源、原材料、エネルギーの活用・管理を環境上適正な方法で進め、分別や事前処理を含む廃棄物管理がバーゼル条約の下で進められてきたような環境保全と健康のための高い基準を維持することを確実にする。
- 製品やサービスの最終価格が環境影響を反映し、より持続可能な消費及び生産パターンを奨励するものとなるよう、生産国がそのライフサイクルにわたるコストを内部化することを奨励する。
- ライフサイクルアプローチにより 3 R 関連活動による環境及び経済効果を測るための政府の能力向上に取り組む。

行動 1-2: 3 R 推進を通じた資源生産性の向上及び目標設定

- 資源生産性に関する OECD 理事会勧告の採択を歓迎し、各国内における勧告の実施においてリーダーシップを発揮する。また、OECD や UNEP² といった機関やイニシアティブが実施する持続可能な資源管理に向けた物質フロー及びそれに付随した環境/経済影響の分析を行う国際的な連携による取組を支持する。
- 2006 年のサンクトペテルブルク・サミットにおける G 8 首脳の合意を踏まえ³、資源サイクルの最適化のための取組をさらに進めるにあたって、資源生産性を考慮して適切な場合に目標⁴を設定する。

1 “もったいない”はそのものが本来持つ価値や機能を十分に使用せず廃棄することは、恥ずべきことだという日本固有の考え方である。この表現は古来から言い伝えられてきた環境に対する尊敬の意を含んでいる。

2 UNEP がホストしている 2007 年に設立された持続可能な資源管理に関する国際パネルは、資源消費に伴う全ライフサイクルでの環境影響について独立した科学的評価を提供し、政府やその他の機関にこうした影響の低減に関する助言を与えることを目的としている。このパネルのメンバーには、国際的に著名な専門家が参加している。

3 地球規模のエネルギー安全保障に関するサンクトペテルブルク行動計画(2006 年 6 月)パラグラフ 19:「資源サイクル全体に対する統合的なアプローチの一部として、3 R イニシアティブ(発生抑制、再使用、再生利用)における資源サイクルの最適化のための包括的な措置についてのわれわれのコミットメントを再確認する。こうした取組をさらに進めるにあたって、我々は、適切な場合には資源生産性を考慮して目標を設定する。我々は、国内及び

行動 1-3 3 R と温暖化対策（温室効果ガス削減）のコベネフィットの追求

- 廃棄物管理や 3 R 関連活動と温室効果ガスの排出抑制のコベネフィットを追求し、3 R に関する取組の効果的な実施によって地球気候保全に貢献する。
- 化石燃料資源に対する代替エネルギー源のひとつとして、廃棄物の活用を効率的に進めることを、例えば、有機系や他の廃棄物からの熱生成・発電に関連する技術の開発・利用によって促す。
- 廃棄物に含まれる有機物を安全かつ合法的に飼料、コンポスト、発酵、エネルギー回収などの様々な目的に活用することを促す。有機物の埋立処分の削減を、特にメタンガスなどの温室効果ガスの排出を抑制するために、進める。
- 個々の事業者とともに、技術の開発を促進し、3 R の促進を通じた温室効果ガスの削減への貢献の可能な機会を明らかにする。

行動 1-4 科学技術の推進や 3 R 関連製品の市場の創出

- 研究開発の推進、認証や基準、情報収集と公開を通じ、3 R 関連技術や環境配慮設計の技術革新を促す。
- グリーン公共調達や他の政策措置を通じて、3 R 関連技術の市場を奨励し、より環境効率の高い製品の開発を促す。

II. 目標 2 国際的な循環型社会の構築

行動 2-1 健全な国際資源循環の促進のための連携

- 持続可能な資源循環を地球規模で実現するためには、各国内で、関連する国内規制と国際合意に則って、再使用可能な製品・再生利用可能な資源の環境上適正な管理の促進を優先する。この関係において、開発途上国におけるそうした環境上健全な管理を奨励し、支援する。
- それと同時に、不法な再使用可能品・再生利用可能な資源（廃棄物もしくは非廃棄物として）の越境移動防止に取組み、バーゼル条約の条項を尊重することに合意する。
- これら二つのセーフガードが実施される場合において、国内での再使用や再生利用を改善する努力を妨げず、環境影響の低減と資源の有効利用に貢献する再使用

国際的な取組を通じて、エネルギー効率及び環境保護の重要性に関する意識を向上させる。」

4 目標としては、例えば、資源生産性、非生物的原材料使用量、全廃棄物量、有害廃棄物量、都市廃棄物量、一人当たり廃棄物量、リサイクル率、最終処分量、エネルギー集約度があ

可能な製品・再生利用可能な資源、再製造製品を含む 3 R 関連の物品・原材料・製品・サービスの国際貿易を推進する。

- 世界の主要経済国として、国際的な循環型社会構築のために開発途上国への支援や連携を進める。

行動 2-2 3 R に関係した物品・原料・製品等の国際流通の推進

- 特にバーゼル条約のような国際活動、国際合意の枠組の下での、廃棄物・非廃棄物の法的区別に向けた共同解決を模索する。この点で、OECD のこれまでの取組が特に重要である。
- 環境配慮型設計や再製造品等の流通の促進によって、クリーン技術、環境サービス、持続可能な製品の多国間貿易の強化を奨励する。
- 再製造製品の貿易障壁を低減することの重要性を認識し、WTO⁵ のドーハラウンドの下で再製造製品の貿易の自由化のために最近提出された提案⁶ を支持する。
- エコラベリング、認証制度、トレーサビリティ技術といった適切な国際資源循環を支える仕組みに関する情報を共有し、国際協力を進める。
- 開発途上国から、適切かつ十分な処理技術能力を有する G 8 諸国およびその他の先進国へのリサイクル、回収、処理を目的とした有害廃棄物及び他の廃棄物を含む物質の輸入を、環境上適正な管理能力を有さない輸出国の環境負荷を軽減するため、他の国々と協力し進める。

III. 目標 3 開発途上国の能力開発に向けた 3 R に関する連携

行動 3-1 開発途上国との連携の推進

- 二国間及び多国間の援助機関が開発プロジェクトに 3 R の概念を盛り込み、民間投資家が開発途上国における 3 R を推進するように要請する。開発途上国が国家開発戦略において 3 R を優先化することにより、3 R の推進のための取組に対する G 8 の支援を促進することができる。
- 効果的な多国間協力の枠組み・イニシアティブ、国際機関の能力と専門知識を活用し、データベースの整備、情報の共有やモニタリングの仕組の構築、3 R 関連制度の設計や政策立案を助け、プロジェクト形成を支援することにより、開発途上国等の 3 R に関する能力の向上のために連携する。
- バーゼル条約の開発途上国のキャパシティビルディングに関する作業プログラムを支持し、同条約地域センターの活動を支援する。

⁵ ロシア連邦は WTO の加盟国ではない。

⁶ 再製造製品の貿易に関する大臣決議 (TN/MA/W/18/Add.16/Rev 1, 20 December 2007)

- 廃棄物や物質管理システムによる環境影響や GHGs 削減機会を見出し、多国間協力の仕組みを活用することにより、開発途上国における 3 R 関連活動と温室効果ガス (GHGs) の排出削減とのコベネフィットを追求する。京都議定書の締約国にとって、そうした仕組みは、共同実施やクリーン開発メカニズムを含む。
- 地方の社会的経済的状況を踏まえつつ、環境上健康上の高い基準を満たす施設において廃棄物が処理され処分され、または、リサイクルされることを確保するよう取り組む。

行動 3-2 技術移転、情報共有と環境教育の推進

- 先進的な改革を可能にするため、環境上適正な技術、3 R のための管理・ノウハウ、再製造や効率的な産業技術を含む廃棄物発生抑制プロセスを開発途上国へ移転する取組を促進する。
- 3 R イニシアティブに関連する知識および研究ネットワークを強化する。
- 国内又は国際レベルにおける 3 R 関連活動について、産業界、NGO、市民への情報提供を推進する。
- 啓発キャンペーン及び環境教育プログラムを通じて 3 R 政策及び行動の効果や廃棄物に由来しうる（気候、大気、海洋を含む水質、土壌、生態系に対する）環境影響に関する情報を普及する。

行動 3-3 関係者との連携（パートナーシップ）の促進

- 国内又は国際レベルにおいて、3 R イニシアティブに関わるすべての関係者による対話を促進し、連携を進める。
- 中小企業を含めたビジネス界の参加を促すような戦略をすすめる。たとえば、特に資源効率性の向上や最新の廃棄物処理の改善の視点から、革新的な 3 R プロセスの技術開発を支援する。
- 3 R の更なる進展のために、他の国々の政府、国際機関、NGO や科学コミュニティとの国際協力を促進するすべての取組を歓迎する。

IV. 行動計画に基づく G 8 各国の取組のフォローアップ

- 我々は、本行動計画に基づいて実施又は計画する政策及び措置その他活動に関する進捗については、2011 年の G 8 環境大臣会合、又はその報告が適切な機会において、その後は適切な間隔で報告を行う。ただし、資源生産性に関連した取組の進展については、OECD にフォローアップするよう要請する。